

建設企業の活性化について

1 安定した公共事業予算の確保

- ・地域の建設業は、公共事業への依存度は極めて高い
- ・安定した企業経営のためには安定した公共事業予算は不可欠

(持続可能な企業経営のために)

来年度の状況が不透明であっては、

- ・中長期的な経営計画、雇用計画の立案が困難
- ・働き方改革や生産性向上といった喫緊の課題解決への投資すら困難
- ・5年程度先を見据えた公共事業予算の方針が不可欠

(雇用の確保のために)

- ・新規入職には継続的な雇用による土木建築系工業高校からの信頼が必要
- ・学校関係者と信頼関係構築し地域の雇用の確保

(地域を守るために)

- ・建設業の責務である「地域の防災力の維持」のため人員、資機材を常備
- ・個々の企業に緊急対応の体制整備を期待するには限界
- ・建設業協会の組織力の維持と強化の取り組み
- ・地域の防災力の維持には、現在の予算状況は限界状態

(課題)

- ・地域の防災力を維持し、雇用を創出するといった建設業の責務を果たすため、企業経営の安定の基礎となる、安定的な公共事業予算

2 働き方改革の実現に向けた支援

- ・建設業では罰則付き時間外規制への対応が5年間猶予
- ・若者の雇用確保等から週休2日の確保などの働き方改革を早期実現

(国土交通省)

- ・長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つを一体取り組み
- ・従来のシステムの枠にとらわれない新しい施策が必要

(労働環境の現状)

- ・建設業は全産業平均と比較して年間 300 時間以上の長時間労働
- ・週休2日も約1割
- ・技能労働者の多くは日給月給であり、就労日数の減は給料に反映
- ・建設業では現場への直行直帰
- ・労務管理は現場代理人が行うが、技術者の施工実績の確保のため現場代理人は若手技術者

(生産性の低下は確実)

- ・週休2日制の導入により1週あたりの作業時間が5/6
- ・2日間の現場閉所のため、安全対策作業の増大
(工期への影響)
- ・現場の工事内容を基本とした施工計画から
- ・残業時間の上限値を考慮した労働時間を優先した施工計画へ変換

(課題)

- ・従来の枠にとらわれない新しい実効性のある施策

3 災害対応空白地域への対応

【新三重県建設産業活性化プラン】

大規模災害発生後に迅速に復旧・復興作業に対応するため地域を支える建設企業の育成されるよう発注方法の見直しに取り組みます。

【発注方法の見直し】

災害対応空白地域解消のため工事場所選定の工夫も含まれると考えています。

(現状)

- ・工事個所の減少にともない、工事場所の偏りへの対応が不十分
- ・客観指標を重視の工事場所選定の結果、災害対応空白地域対策が不十分
- ・三重県の発注規則は、一定規模以下の工事について地元建設業
- ・工事発注がなければ、地元建設業に配慮する発注規則は機能しない

(課題)

- ・災害対応空白地域、工事空白地域に配慮した工事発注

4-1 発注時期の平準化

- ・各発注機関(国、県等)がそれぞれ施工時期の平準化に取り組み
- ・国、県がそれぞれ早期発注に取り組んだ結果、第2四半期に入札が集中

(施工時期平準化取り組みの弊害)

- ・発注者は予算事務や精算事務の繁忙期に発注事務
- ・受注者は工事完成関連事務の繁忙期に入札事務
- ・施工中の工事の進捗にも影響することも懸念

(課題:発注時期の平準化)

- ・国の早期発注は第2四半期
- ・県の発注は第3四半期
- ・県工事は明許繰越や債務負担行為により、発注時期と施工時期の平準化

4-2 複数年契約の促進

(地域維持型 JV と複数年契約の現状)

- ・地域維持型 JV への地域維持管理型業務委託の改善と拡大
- ・地域維持型 JV と複数年契約の拡大

(建設業の役割)

- ・施設管理者に代わり公共土木施設の適切な管理
- ・継続的に公共土木施設管理は、災害の未然防止や早期復旧
- ・計画的な人員と資機材の準備

(課題: 道路舗装維持工事の複数年契約)

- ・道路舗装など地域維持型 JV の対象とならない業務への複数年契約拡大

5-1 適切な低入札調査基準価格と最低制限価格の設定

(現状: 総合評価と価格競争の違い)

(総合評価方式の現状)

- ・総合評価落札方式の低入札価格調査基準価格算出式を独自式
- ・低入札価格調査基準価格の上限値の撤廃

(価格競争の現状)

- ・最低制限価格の算出式は独自式
- ・最低制限価格相当額が9割を超えた場合、予定価格の9割上限
- ・多くの価格競争入札では、応札額9割でくじ引きにより落札者決定

(課題: 価格競争・最低制限価格の上限値撤廃)

- ・低入札価格調査基準価格と同様に、最低制限価格上限値の撤廃

5-2 予定価格の事後公表結果の評価と制度改正

(予定価格事後公表拡大の現状)

- ・発注業種を土木一式から全業種への拡大
- ・土木一式工事においては価格競争の工事にも適用
- ・各建設事務所の発注工事の半数程度を事後公表
- ・予定価格事後公表の入札に参加する建設業の範囲や業者数が増大

(課題: 予定価格事後公表拡大の検証・評価)

- ・予定価格の事後公表への改正は、受発注者双方の入札事務に影響
- ・予定価格の事前公表を前提とした入札契約制度の検証

6 総合評価一括審査方式等の拡大

- ・総合評価落札方式の工事では「一括審査方式」
- ・最低価格落札方式(価格競争)の工事では「一抜け方式」

7 総合評価方式の見直し

(現状)

- ・総合評価方式対象工事の拡大に取り組み
- ※成果:落札率の改善やくじ引きの減少など
- ・総合評価の事務軽減のため評価方法の改善

(評価)

- ・適正な落札業者選定、技術力等の評価には事務負担が必要
- ・一般競争での極端に簡易な総合評価は適正な業者選定の支障

(入札契約制度の改正)

- ・最低制限価格の引き上げ
- ・予定価格の事後公表
- ・一括審査方式など
- ・成果:落札率の改善や事務負担の軽減

(課題)

- ・適正な業者選定の視点で抜本的な見直し

8 建設現場の生産性の向上

(建設現場の生産性の向上取り組み)

- ・建設業の長時間労働、女性活躍の場の創出などの課題解決の取り組み
- ・国土交通省発注の一定規模以上の ICT 活用土工工事では効果確認
- ・県発注の ICT 活用工事の小規模工事への適用の課題
 - ・中小建設企業に負担となる ICT 機器の導入支援
 - ・小規模土工の実態を踏まえた積算への改善
 - ・書類の簡素化、監督・検査の合理化
- ・すでに、国発注の ICT 活用工事の実績を有する企業も多い
- ・建設企業のほうが、県建設事務所よりも現場対応実績がある

(課題)

- ・実績のある企業からの意見を参考とした現場施工
- ・積算や監督・検査の仕組み改善し ICT 活用効果を最大限に発揮